

## 「第3期山形県イノシシ管理計画（案）」に対する意見募集結果

### 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	ヤブの刈払いや不要果樹の伐採等の生息環境管理については、クマ対策と共通する部分も多いので、支援策の強化が必要ではないか。	<p>生息環境管理に関しては、御指摘のとおり、イノシシだけでなく、クマをはじめとした他の野生鳥獣対策としても効果があると考えております。</p> <p>また、生活環境管理は行政や地域住民等、多様な主体が関わる必要があり、計画では、p 15 表にて言及しているところです。</p>
2	侵入防止柵は最も効果的な対策である一方で、設置後の維持管理が困難で機能しなくなる事例が多く、地域によっては設置自体が進まないため、指導体制や支援のあり方を見直すべきではないか。	<p>侵入防止柵は適切に設置・維持管理がなされれば、非常に効果的で被害の減少が見込めるものと考えております。指導体制や支援については、設立を目指している中間支援組織や専門家による細やかな支援の充実を図ってまいります。</p> <p>計画では、p 23 11 (3) ②にて言及しているところです。</p>
3	捕獲体制の強化に関しては担い手不足が深刻であり、狩猟免許取得者の促進、研修会の充実、公務員センターや地域おこし協力隊、警察官退職者の活用等、一人でも多くの担い手を確保するための支援が必要ではないか。	<p>捕獲の担い手確保のため、令和7年度より、狩猟免許試験の実施回数・会場を増加し、受験機会の確保に努めているほか、捕獲技術向上に資する研修会の開催等、引き続き捕獲の担い手確保を進めてまいります。</p> <p>計画では、p 19 9-1 (5) にて言及しているところです。</p>
4	現場での安全性確保の観点から、錯誤捕獲時の対応手順の改善や、地域限定・安全確保を条件とした銃器使用の検討など、実情に即した捕獲方法の運用見直しを行うべきではないか。	公的な捕獲である有害捕獲や指定管理捕獲等事業においては、市町村や県が事業実施主体となるため、事業実施主体ごとに現場の安全確保を第一に捕獲方法を選択すべきと考えます。

		一方で、錯誤捕獲に関しては放獣体制の整備等対応の強化を図っており、計画では p 21 11 (1) ①にて言及しているところです。
5	捕獲後の処理体制について、ジビエ処理センターの設置や、捕獲された個体を処理施設職員が回収し衛生的に処理する仕組みを整えることで、高齢化した地域でも持続的な捕獲が可能になるのではないか。	<p>捕獲個体の処理体制について、現状は埋設処理が多く、埋設場所の確保が課題となっていることを把握しております。処理施設に関しては、農林水産省の交付金の支援対象となりますので、主体となる市町村と連携し、情報交換しながら取り組んでまいります。</p> <p>また、ジビエについては行政が取り組むケースについては、他県の事例や費用対効果について十分な調査・検討が必要と考えております。</p> <p>計画では、p 23 11 (5)、(6)にて言及しているところです。</p>
6	計画が実効性を持つためには、行政だけでなく住民が現実的に取り組める施策が不可欠であり、被害が拡大する前に早期に対策を講じ、農地・集落・地域文化を守るための総合的な取り組みが求められるのではないか。	<p>御指摘のとおり、イノシシをはじめとする野生鳥獣問題は、地域をどのように維持・活性化するかという地域課題であると考えておりますので、関係機関と連携しながら役割に応じた対策等を進めてまいります。</p> <p>計画では、p 15 表にて言及しているところです。</p>
7	農作物被害を防ぐために、興味のある方、農村部の方、公務員等にわなの無料提供や、助成額の大幅な増額を行うべきではないか。	番号 3 と同回答。